

令和2年6月 定例教育委員会 会議録

1 日 時 令和2年6月26日(金) 開会 15時00分 閉会 16時00分

2 場 所 福井市役所本館8階第3委員会室

3 出席者 教育長 吉川 雄二
教育長職務代理者 春木 伸一
教育委員 木村 敦子
教育委員 多田 和博
教育委員 宮郷 美千代

<事務局職員>

教育部長 塚谷 朋美
少年対策参事官 谷口 敏英
教育次長 向井 成人
副理事 桑原 浩明
(生涯学習課長事務取扱)
図書館統括館長 小倉 敏之
教育総務課長 馬來田 善準
学校教育課長 氣谷 達郎
保健給食課長 坂井 小由里
青少年課長 松田 玲子
少年自然の家所長 齋藤 純一
スポーツ課長 中嶋 靖利
文化財保護課長 天谷 賢一
調整参事 吉田 武文
教育総務課 副課長 名津井 章
教育総務課 課長補佐 吉川 貴大
教育総務課 主幹 山崎 哲央

4 議 題

議 案

第6号議案 令和2年度の第1学期終業日、第2学期始業日及び休業日の特例措置
について

第7号議案 福井市少年愛護センター運営委員会委員の委嘱について

第8号議案 福井市少年自然の家運営協議会委員の委嘱について

第9号議案 福井市文化財保護委員の委嘱について

第6号報告 専決処分(福井市スポーツ推進審議会委員の委嘱)の承認を求めるこ
とについて

報 告

- (1) 6 月定例市議会の報告について
- (2) 教育委員会教育長の任命について
- (3) 「福井市小中学校の学校規模及び配置の適正化について」の答申について
- (4) 福井市青少年問題協議会委員の委嘱について
- (5) 福井市少年自然の家使用料の徴収等に関する規則の全部改正について
- (6) 福井市少年自然の家指定管理者募集要項の概要について

5 議事の経過

- (1) 開会、教育長あいさつ
- (2) 会議録署名委員の指名 春木 伸一 委員 多田 和博 委員
- (3) 議事の要旨

吉川教育長

まず、第 6 号議案 令和 2 年度の第 1 学期終業日、第 2 学期始業日及び休業日の特例措置について、事務局から説明を求める。

事務局

(学校教育課長)

この議案は新型コロナウイルス感染症対策のために、4 月、5 月に小中学校の臨時休業措置をとったことに伴い、学校教育法施行令第 29 条、福井市立学校管理規則第 20 条の 2 第 2 項及び第 40 条の規定に基づき、令和 2 年度に限り、学期及び休業日の特例措置について承認を求めるものである。

まず、休業日の変更については、授業日確保のために行われるものである。この変更により 23 日間の授業日を確保することになり、年間の授業日数は 188 日間となる。学習指導要領では、175 日間を基準に標準時間数、標準授業時数を設定しており、各教科の授業及び教科以外の行事等を計画的に実施できる見通しとなっている。

次に、1 学期の終業日及び 2 学期の始業日の変更については、1 学期のスタートが 2 か月ほど遅れたことや秋季休業を授業日とすることを考慮し、このような変更にしたいと考えている。この変更により 1 学期の授業日数が 96 日、2 学期の授業日数が 92 日となる。

吉川教育長

ただ今の説明について、何か質問等はないか。

特に意見なし

吉川教育長

それでは第 6 号議案について、原案のとおり承認することで御異議ないか。

異議なしの声

吉川教育長

第 6 号議案について原案のとおり承認することとする。

吉川教育長

次に、第 7 号議案 福井市少年愛護センター運営委員会委員の委嘱について、

事務局から説明を求める。

事務局
(青少年課長)

この議案は、福井市少年愛護センター設置条例第3条の規定に基づき委嘱している福井市少年愛護センター運営委員会委員の任期が、6月30日をもって任期満了となることから議案に記載の15名の方を委員として委嘱するものである。
なお、任期は令和2年7月1日から令和4年6月30日までの2年間である。

吉川教育長

ただ今の説明について、何か質問等はないか。

特に意見なし

吉川教育長

それでは第7号議案について、原案のとおり承認することで御異議ないか。

異議なしの声

吉川教育長

第7号議案について原案のとおり承認することとする。

吉川教育長

次に、第8号議案 福井市少年自然の家運営協議会委員の委嘱について、事務局から説明を求める。

事務局
(青少年課長)

この議案は、福井市少年自然の家の設置及び管理に関する条例第7条及び同施行規則第13条第1項の規定に基づき委嘱している委員のうち、福井市PTA連合会から推薦されている委員のうち1名の委員について、記載の委員を御推薦いただいたので委嘱するものである。なお、任期は前任者の残任期間を引き継ぎ、令和2年7月1日から令和3年6月30日までである。

吉川教育長

ただ今の説明について、何か質問等はないか。

特に意見なし

吉川教育長

それでは第8号議案について、原案のとおり承認することで御異議ないか。

異議なしの声

吉川教育長

第8号議案について原案のとおり承認することとする。

吉川教育長

次に、第9号議案 福井市文化財保護委員の委嘱について、事務局から説明を求める。

事務局
(文化財保護課長)

この議案は、先月の定例教育委員会の時に承認していただいた9名の文化財保護委員に加え、新たに絵画の分野から1名の委員について、福井市文化財保護条

例第12条の規定による学識経験者の中から選考し、委嘱するものである。

なお、委嘱期間については、令和2年7月1日から令和4年6月30日までである。

吉川教育長

ただ今の説明について、何か質問等はないか。

木村委員

議案書に記載されている委嘱中の委員の任期は、「令和2年6月1日から令和4年5月31日まで」のままなのか。

事務局

(文化財保護課長)

委嘱中の委員については、委嘱期間満了により委嘱された委員であるので、「令和2年6月1日から令和4年5月31日まで」となる。今回の委嘱は、新たに1名を加えることとなるため、「令和2年7月1日から令和4年6月30日まで」としている。

なお、委嘱期間のずれについては、次回開催する福井市文化財保護委員会において、委員長との互選により全員改選することを考えており、特に問題はないと考えている。

吉川教育長

ほかに質問等はないか。

特に意見なし

吉川教育長

それでは第9号議案について、原案のとおり承認することで御異議ないか。

異議なしの声

吉川教育長

第9号議案について原案のとおり承認することとする。

吉川教育長

次に、第6号報告 専決処分(福井市スポーツ推進審議会委員の委嘱)の承認を求めることについて、事務局から説明を求める。

事務局

(スポーツ課長)

福井市スポーツ推進審議会委員の委嘱について専決処分したので、これを報告し、その承認を求めるものである。

この専決処分は、委員の委嘱について推薦をいただいている3つの推薦団体から定期異動及び役職交代による変更届が提出されたため、前任者の残任期間を引き継ぎ、委員を委嘱するものである。委員の氏名、団体、役職名等については記載のとおりである。

吉川教育長

ただ今の説明について、何か質問等はないか。

特に意見なし

吉川教育長

それでは、第6号報告について、原案のとおり承認することで御異議ないか。

異議なしの声

吉川教育長

第6号報告について、原案のとおり承認することとする。

吉川教育長

次に、報告(1)6月定例市議会の報告について、事務局から説明を求める。

事務局
(教育部長)

6月定例市議会は、新型コロナウイルス感染症の予防及び拡大防止の観点から、質問事項を新型コロナウイルス感染症関連に関することに絞ることとなり、6月1日から6月12日までの12日間であった。教育委員会関係で今回上程した議案は、「令和2年度福井市一般会計補正予算」、「専決処分の承認を求めることについて(令和元年度福井市一般会計補正予算)」、「専決処分の承認を求めることについて(令和2年度福井市一般会計補正予算)」の3件である。これらの議案のうち、とについては、5月の定例教育委員会において概要を説明したものであり、については、既定の繰越明許費の変更であり、内容としては足羽中学校の校庭整備事業において、昨年発生した台風被害の復旧工事の影響による金属部品が不足し、校庭のフェンスなどの部品の納入が遅れ年度内の完了が見込めなくなり、事業費の繰越を行ったものである。いずれも、6月12日の議会最終日において、原案どおり可決された。次に、一般質問における主な質疑の内容について御説明する。

以下、一般質問及びの質疑の要旨を説明

吉川教育長

ただ今の説明について、何か質問等はないか。

特に意見なし

吉川教育長

次に、報告(2)教育委員会教育長の任命について、事務局から説明を求める。

事務局
(教育総務課長)

教育長の任命については、市長が議会の同意を得て任命するものとなっており、6月定例市議会で同意を得たので報告させていただく。

現、吉川教育長が再任することとなり、任期は、令和2年6月27日から令和5年6月26日までの3年間である。

吉川教育長

ただ今の説明について、何か質問等はないか。

特に意見なし

吉川教育長

次に、報告(3)「福井市小中学校の学校規模及び配置の適正化について」

の答申について、事務局から説明を求める。

事務局
(学校教育課長)

5月の定例教育委員会の時に最終的な答申(案)を御覧いただいているが、その翌日の5月26日に第7回の委員会が開催され、福井市学校規模適正化検討委員会から教育長に「福井市小中学校の学校規模及び配置の適正化について」の答申が行われた。

今後、総合教育会議においても、教育委員の皆様には御意見をいただく予定なのでよろしく願います。

吉川教育長

ただ今の説明について、何か質問等はないか。

特に意見なし

吉川教育長

次に、報告(4)福井市青少年問題協議会委員の委嘱について、事務局から説明を求める。

事務局
(青少年課長)

委員の委嘱については、福井市青少年問題協議会規則第2条の規定に基づき、市長が委嘱するものとなっているが、令和2年6月30日で任期満了となることから、議案書に記載の12名について委員として委嘱するものである。

任期は、令和2年7月1日から令和4年6月30日までの2年間である。

吉川教育長

ただ今の説明について、何か質問等はないか。

特に意見なし

吉川教育長

次に、報告(5)福井市少年自然の家使用料の徴収等に関する規則の全部改正について、事務局から説明を求める。

事務局
(青少年課長)

改正の理由としては、令和3年度からの指定管理者制度導入に向け、福井市少年自然の家の設置及び管理に関する条例を全部改正したことに伴い、関係規則を整備する必要があるため、行うものである。

したがって、施行期日は改正条例の施行期日と同日である令和3年4月1日である。

改正の概要について、1つ目は(1)規則の名称の改正であり、現在、施設の使用料は市の歳入としているが、今回の指定管理者制度導入により、指定管理者の収入として収受することができる利用料金制を採用したため、規則の名称を変更する。

2つ目は(2)利用料金の免除申請書の提出先の変更であり、今ほど説明した利用料金制の採用に伴い、免除申請書の提出先を市長から指定管理者に変更する。

3つ目は(3)改正規則で新たに規定するものであり、「利用料金の額に係

る承認の申請等」、「利用料金の額を公表」、「利用料金の免除の基準」の3点である。 と は指定管理者が遵守すべき事項で、 は利用料金の額を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。 は で承認を受けた額は公表しなければならない旨を新たに規定するものである。 は利用料金を免除する場合の基準を明らかにするもので、これまでは減免の基準を事務処理要領で定めていたが、条例の改正により当該規則で定めることとなった。

吉川教育長

ただ今の説明について、何か質問等はないか。

吉川教育長

利用料金は、指定管理者が定めるのか。

事務局
(青少年課長)

利用料金については上限が条例で定められており、その範囲内で指定管理者が決めることになるが、市長の承認を得ることになっている。

吉川教育長

その上限の額は、今までとは変えているのか。

事務局
(青少年課長)

今回は変えていない。

吉川教育長

ほかに質問等はないか。

特に意見なし

吉川教育長

次に、報告(6)福井市少年自然の家指定管理者募集要項の概要について、事務局から説明を求める。

事務局
(青少年課長)

募集の目的は、福井市少年自然の家の利用者へのサービス向上と管理運営の効率化を図るため、指定管理者制度を導入したく、準備を進めているところである。

当該施設は、4月5日から、新型コロナウイルスに感染した軽症者や無症状者向けの宿泊療養施設として県が使用していたが、4月24日から全ての患者が退所し、本県では約2か月に渡り新たな患者も出ていないことから、療養施設としての運用を中止し、消毒のうえ今月中に返却してもらうことになっている。

施設概要や指定管理者の主な業務については議案書に記載のとおりである。

以下、議案書に基づき要旨を説明

吉川教育長

ただ今の説明について、何か質問等はないか。

春木委員

指定管理者の応募がなかった場合は、どのように考えているのか。

事務局 (青少年課長)	こちらから候補者を探し、打診することを考えている。
吉川教育長	ほかに質問等はないか。 特に意見なし
吉川教育長	よろしいか。それでは、その他について、事務局から願います。
事務局 (教育総務課長)	新型コロナウイルス感染症関連の小中学校、教育委員会事務局所管の施設及び事業における利用制限について報告する。 以下、配布資料に基づき要旨を説明
吉川教育長	ただ今の説明について、何か質問等はないか。
春木委員	少年自然の家が来年の4月1日から指定管理者制度を導入することになるが、新型コロナウイルス感染拡大の第3波がもし来るとなると、指定管理者を導入する時期と重なることも考えられる。県から同じような要請がまた来たら、指定管理者はどうするのか。
事務局 (教育部長)	県からは、第2波が来た場合に備えていくつかのホテルや県の施設を確保していると聞いているが、さらに多くの感染者が出た場合は、県から再度要請が来ること考えられる。そのような場合は、指定管理者と協議しながら対応を決めていきたい。
吉川教育長	県に貸していた期間中の使用料やその他の経費は、県が負担していたのか。
事務局 (教育部長)	使用料については全額減免しており、光熱水費については県が負担している。その期間中について、市が負担した経費は無い。
吉川教育長	学校を再開して、何か課題や問題になっていることはあるのか。
事務局 (学校教育課長)	6月1日から学校を再開し約3週間が経過したが、これまでのところ学校や保護者側からは課題や問題になっていることについて、相談は受けていない状況である。消毒や安全対策などによりこれまでと違う対応で、学校側は、いろいろ苦労はあると思うが、何とか順調に授業等を進めてもらっているのではないと思う。 再開後、当初は感染を恐れて子どもを学校に出したくないという保護者もいて登校を自粛する子どももいた。その後は、学校における感染症対策について理解をしていただき登校している状況である。

今後、学校活動における課題や懸案事項となっているものについては、修学旅行、体育大会、文化祭などの学校行事をどうしていくのかということである。

修学旅行について、今のところ、小学校については、ほぼ当初の予定である京阪神方面への1泊2日の旅行を何とか実施したいと考えている学校が多い状況である。

中学校については、通常であれば2泊3日で首都圏方面への旅行が多いが、東京を中心とした地域への旅行は難しいと考えている学校が多いようであり、行先の変更や日程の短縮なども含め、各学校で保護者と協議をしながら検討をしている状況である。

今のところは、各学校で、どこなら行けるか、何ならできるかということを検討しているところである。

体育大会、文化祭などについても、内容、実施時期、保護者の参観などについて検討し、子ども達にとって意義のある学校行事となるよう、検討を進めている。

吉川教育長

昨日の県議会で、知事が修学旅行を県内で行ってはどうかという発言があったが、そういうことを考えている学校はあるのか。

また、旅行など何もしないという学校はあるのか。

事務局
(学校教育課長)

各学校においては、旅行の行き先について、複数の候補を挙げながら保護者と協議しながら検討を進めており、その中で県内で旅行をするという学校も出てくるかもしれない。

今のところは、旅行やそれに代わる行事について何もしないという学校は無いようである。

春木委員

県境越えが許可されているが、東京では毎日多くの感染者数が出ており、東京に行った人が地元に戻って感染させてしまうことも考えられる。例えば、子どもについては、親から感染するような危険性にさらされている。

学校の現場では、体温の測定はどのように行っているのか。

事務局
(保健給食課長)

学校では、毎日、登校前に健康観察表に記入してから登校するように指導している。その表では、体温、かぜ症状の有無、同居家族の健康状態が確認できるようになっており、その表を教師が学校玄関でチェックするようになっている。教師のチェックにより、発熱や症状が確認されたら、他の児童・生徒とは別の場所に移し、保護者の迎えを待つようにしている。表のチェックにより、体温が測定されていないことが分かった場合は、その場で教師が体温を測定することになっているため、発熱の状態にある児童・生徒が学校内に入るといったことは基本的にはないと考えている。

春木委員

P T A連合会主催で県の中学校音楽大会を開催すると新聞に出ていたが、それと教育委員会とはどのように関わっているのか。

吉川教育長 関わっていない状況である。今後、市PTA連合会と連絡を取るようになるかもしれない。

多田委員 修学旅行の話になるが、行先の変更によりキャンセル料が発生したり、新型コロナウイルス対策によるバスの増車により費用が増えた場合は、県が補助することになるのか。

吉川教育長 県の補助は無いと思うが、修学旅行が国の「GoToキャンペーン」の対象になるので、旅行会社を通じて学校が間接的に補助を受けることができるようになるかもしれない。
キャンセル料についてはどうなるのだろうか。

事務局
(学校教育課長) 現在の状況では、キャンセルの時期が早い場合でも修学旅行の企画料という形で旅行経費の1割程度の金額が、旅行に行っても行かなくてもかかってくるという状況である。さらに旅行開始日の20日前を切ると、さらにキャンセル料がかかってくるようになるため、その程度のキャンセル料について、補助ができないか検討しているところである。
満額のキャンセル料までは対応が難しいと考えているため、行き先等を検討する際には、キャンセル料を補助できる範囲についても、保護者側と理解を求めながら協議するよう、学校にお願いしている。

吉川教育長 ほかに質問等はないか。

吉川教育長 よろしいか。その他について、他に事務局からないか。

事務局
(学校教育課長) お手元に「令和元年度末退職教職員名簿」を置かせてもらった。例年では、3月末で退職した教職員への感謝状贈呈式を春に行うことになるが、こういう状況であったので、贈呈式は行わず感謝状を郵送させていただいた。
感謝状贈呈式は、定年退職された教職員と勤奨により定年前に退職された教職員を対象にしており、そこに記載する54名が今回の対象者である。

吉川教育長 最後に事務局から次回の日程についてお願いします。

事務局
(教育総務課 課長
補佐) 次回の定例教育委員会について、7月22日(水)15時から、場所は福井市役所本館8階第3委員会室にて開催するので、御出席いただきたい。

吉川教育長 以上をもって会議を終了する。